平成２８年（フ）第１８２号
石川県かほく市七窪ヘ64番地19
債務者　仁尾　健一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
石川県加賀市山代温泉17の36番地　淳風荘１階10号室
債務者　鍵井　朝代
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２０号
石川県羽咋郡宝達志水町荻市ほ２番地５、従前の住所石川県羽咋市立開町ホ６番地レオパレスハイツハレルーヤ207号、従前々の住所石川県加賀市白山台103番地１朝陽館302号室
債務者　小山　　崇
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６０号
三重県津市上弁財町17番21号
債務者　北浦　安男
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６１号
三重県津市上弁財町17番21号
債務者　北浦　育子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６２号
三重県津市上弁財町17番21号
債務者　松田　ちよ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１９号
三重県津市八町１丁目９番16―４号　ルナハイツ1402号
債務者　倉田真由美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―609号
債務者　小川　雄一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市常吉１丁目８番５―307号、前住所兵庫県尼崎市常吉２丁目５番16―203号
債務者　伊藤　貴司
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―109号
債務者　渡部　俊治
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５２号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地９棟36号
債務者　髙橋美奈子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市平形町８番41号
債務者　南　　満雄
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２４５号
大分県別府市亀川浜田町41組　プラネット二番館502号、住民票上の住所大分県別府市大字内竈180番地の172
債務者　柏本智恵子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４６号
大分市大津町３丁目１番１Ａ２―41号
債務者　佐藤　　昂
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
大分県別府市浜町４番27号　ニュー藤606号
債務者　吉井　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
大分県別府市亀川四の湯町15番17号　ＫＡＷＡＮＯ１番館303号
債務者　野田　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
宮崎市末広１丁目４番40号、前住所宮崎市清水３丁目２番45号
債務者　藤中　寿美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮城県登米市豊里町大曲27番地
債務者　佐藤　紀恵
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
仙台地方裁判所登米支部